

資料1 計画策定の経緯等

1 江田島市都市計画マスタープラン等策定委員会

(1) 江田島市都市計画マスタープラン等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項の規定に基づき、本市における都市計画に関する基本的な方針(以下「都市計画マスタープラン」という。)及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項の規定に基づく、市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を策定するため、江田島市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に提案する。

- (1) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の原案の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 住民の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から都市計画マスタープラン及び緑の基本計画の策定が完了する日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者を充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 第2条各号に規定する事項の調査及び調整を行うため、委員会に幹事会をおく。

2 幹事会は、別表に掲げる者(以下「幹事」という。)をもって、組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、土木建築部都市整備課長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

5 前条の規定は、幹事会の会議に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「幹事会」と、「委員長」とあるのは、「幹事長」と、「委員」とあるのは、「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木建築部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

別表(第7条関係) 幹事会

総務部	企画振興課長
	財政課長
産業部	農林振興課長
土木建築部	建設課長
	下水道課長
	都市整備課長

(2) 江田島市都市計画マスタープラン等策定委員会委員

【委員名簿】

区 分	氏 名	役職等	備 考
学識経験者(委員長)	菅原 辰幸	広島工業大学環境学部地域環境学科教授	
関係行政機関職員	福原 真爾	広島県都市局都市企画課長	
	幸野 潔	江田島市土木建築部長	
住民の代表者	坂本 晏博	江田島町自治会連合会副会長(注)	第1～2回委員会
	尾上 省治	江田島町自治会連合会副会長	第3～5回委員会
	薬師 登	能美町自治会連合会副会長(注)	第1～2回委員会
	御堂岡 勝敏	能美町自治会連合会副会長	第3～5回委員会
	三浦 保正	沖美町自治会連合会副会長(注)	第1～2回委員会
	野村 利英	沖美町自治会連合会副会長	第3～5回委員会
	二矢川 敏郎	大柿町自治会連合会副会長(注)	第1～2回委員会
	山田 尚真	大柿町自治会連合会副会長	第3～5回委員会
市長が必要と認める者	大勢登 正	江田島市商工会副会長	
	森本 健太郎	江田島市農業委員会会長	
	滝口 久子	江田島市女性連合会副会長	

注：役職は平成21(2009)年度

2 計画策定の主な経緯

【計画策定の主な経緯】

年	月日	会議等	概要（都市計画マスタープラン関係）
平成21年 (2009年)	10月15日	第1回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画，都市計画マスタープランとは ・計画策定作業の進め方について ・都市づくりに関するアンケート調査について
	10月23日	第1回委員会	
	11月9日 ～ 11月20日	都市づくりに関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する20歳以上の市民約 2,000人を対象に，アンケート調査を実施 ・配布数1,992件，回収数848件，回収率42.6%
平成22年 (2010年)	1月19日	第2回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・江田島市の現況と動向について ・アンケート調査結果について ・都市計画の課題と都市づくりの基本的方向について
	1月25日	第2回委員会	
	2月26日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定作業の進め方，江田島市の動向，アンケート調査結果，都市計画課題などについて報告
	5月18日	第3回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・全体構想（案）について ・地域別構想（案）について
	5月27日	第3回委員会	
	8月25日	第4回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回会議提示（案）の修正について ・計画の推進方策の検討について
	9月8日	第4回委員会	
11月5日 ～ 12月6日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・案を公表（市都市整備課（本庁4階）及び各支所での閲覧，市ホームページへの掲載）し，意見を募集 ・意見提出者 1名 	
平成23年 (2011年)	1月20日	第5回幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果と対応について ・都市計画マスタープラン（案）のとりまとめについて
	2月2日	第5回委員会	
	2月25日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（案）について諮問
	3月7日	都市計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画マスタープラン（案）について答申